千葉県消費者行政審議会議事録

日時 平成 19 年 9 月 20 日 (木) 午後 1 時 ~ 場所 千葉県教育会館 304 会議室

目 次

1		開	会		1
2	•	あい	さつ		1
3	•	委員	紹介		2
4		事務	局職員	員紹介	2
5		仮議	長選出	出	3
6		議事	録署	S人選出	4
7		議	事		4
	(1)	会長等	等の選出	
			会長(の選出について	4
			副会	長の選出について	5
			消費	者苦情処理部会委員の指命について	5
	(2)	千葉児	県消費者保護条例改正骨子案について	6
8			告	貴者保護条例改正に係るスケジュールについて	2 3
9		閉	슾		2 4

1.開 会

司会 本日は、お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございました。

定刻となりましたので、ただいまから千葉県消費者行政審議会を始めます。よろしくお 願いいたします

私は、本日の司会を務めます県民生活課副課長の石野と申します。よろしくお願いします。

2. あいさつ

司会 それでは、審議会の開催にあたりまして、市原環境生活部長からご挨拶を申し上げます。 市原環境生活部長 環境生活部長の市原でございます。きょうは、皆様方には、お忙しい中、 審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

この席の私の位置はここでございます。名簿のとおり私も委員の1名でございます。条例上、私は行政側の委員として参画させていただいております。ですから、挨拶ということが本来なじむかどうかというところはあるのですが、日ごろの仕事の中で、今回の条例について諮問する側の一員でもございますので、冒頭の挨拶を申し上げさせていただければと存じます。

きょうご審議いただきます条例は、昭和 63 年 3 月に大幅な改正がございました。それで現在の姿になっているわけでございます。さらに、このたび法等が改正されたことを受けて、かなり大幅な改正が必要だという認識のもとに作業を進めてまいりました。その作業にあたりましては、やはり、行政側主導だけではなくて、いろいろな意見も立案にあたり必要だろうという認識のもとに、千葉県消費者保護条例改正検討委員会なるものを設置して、外部有識者、幅広い皆様方から意見を聴くような形をとってきたわけでございます。この 3 月 20 日に成案をおまとめいただきまして、知事へ提言という形で提出されたわけでございます。その提言を受けて、さらに内部での検討をいたしまして、今回、諮問をさせていただくという経過でございます。

やはり、今後の消費者行政の中でどう消費者を位置づけていくのか、さらに、商品等を 提供する側としての事業者、企業、そういった人たちの責務など、そういった方への対応 はどういう形であるべきか等々も、大きな議論になったところでございます。きょう、そ ういったことも含めていろいろご議論いただければと考えております。

私どもとすれば、今後、大幅な条例改正でございますので、議会での審議を十分踏まえて、県民の皆様に内容の十分な広報・周知をして、この条例の目的・趣旨を十分な形で県民に幅広く反映できるような形にできればと考えております。したがって、この内容についてのご審議だけではなくて、今後の条例の施行にあたりましても、幅広く忌憚のないご意見をいただければと考えております。

きょうは、お忙しい中をご出席いただきまして、また、お時間をいただきますことを感謝申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。

3 . 委 員 紹 介

司会 それでは、今回は委員改選後初めての審議会でございますので、開会にあたりまして委員の皆様の紹介をさせていただきます。

お手元に委員名簿を配付してございますが、そちらをご参照くださればと思います。

なお、名簿につきましては、委員の構成順、五十音順に記載しております。本日は、こ の名簿に従いましてご着席いただいているところでございます。

それでは、議長席は正面になりますが、議長席に向かって左側の列からご紹介させていただきます。

鎌 野 邦 樹 委員でございます。

楠 本 くに代 委員でございます。

陶 山 嘉 代 委員でございます。

滝 沢 昌 彦 委員でございますが、到着が遅れているようでございます。

飯 田 和 子 委員でございます。

田 島 博 良 委員でございます。

山 田 多恵子 委員でございます。

右側の列に移ります。

和 田 三千代 委員でございます。

伊藤秀秋委員でございます。

笹 川 恭 広 委員でございます。

鈴 木 敏 子 委員でございます。

三 浦 弘 委員でございます。

堀 内 慶 三 委員でございます。

市 原 久 夫 委員でございます。

続きまして、本日、都合により欠席されている委員の方々をご紹介いたします。

上 原 章 委員

高 巌 委員

村 千鶴子 委員

国 松 実枝子 委員

林 茂壽委員

佐久間 隆 義 委員

でございます。

以上 20 名の皆様に今回ご就任をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。

4 . 事務局職員紹介

司会 続きまして、事務局の職員を紹介させていただきます。

私の左側ですが、

県民生活課 齋藤課長です。

県民生活課消費者行政推進室 飛山室長です。

千葉県消費者センター 山田所長です。

その他関係職員を同席させておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、お手元に資料を配付してございますが、会議に使用する資料ですので、内容の確認をさせていただきます。

滝沢委員が今ご到着になりましたので、ご紹介させていただきます。

それでは、資料確認ということで、大きく分けて二つの資料をお手元に配付してございます。

まず一つ目でございます。

千葉県消費者行政審議会次第

千葉県消費者保護条例改正(骨子案)について(諮問)

千葉県消費者行政審議会委員名簿

千葉県消費者行政審議会出席者名簿

千葉県消費者行政審議会座席表

千葉県行政組織条例(昭和三十二年九月十日 条例第三十一号)抜粋

千葉県消費者行政審議会議事運営規程

こちらの資料について、何か脱落とか不足等がございましたらお申し出いただければと 思います。

次に、

参考資料 千葉県消費者保護条例の改正に向けたスケジュール

参考資料 千葉県消費生活の安定及び向上に関する条例(仮称)骨子案の概要

参考資料 千葉県消費者保護条例(現行)の基本構造図

千葉県消費生活の安定及び向上に関する条例(仮称)の基本構造図

以上が、本日使用する資料ということで今お手元に配られているものでございます。

それとあわせまして、事前に皆様方に郵送してございますが、「千葉県消費者保護条例 改正骨子案」という資料をお持ちいただいていると思うのですが、もしきょうお持ちになっていない方がいらっしゃいましたら、こちらで用意しておりますので、お渡しいたします。皆さん、きょうはお持ちいただいたということでよろしいでしょうか。大丈夫のようですね。

以上で資料の確認を終わります。

それでは、これより審議に入らせていただきます。

本日の審議会は、委員 20 名中 14 名のご出席をいただいております。したがいまして、 千葉県行政組織条例第 32 条第 2 項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告 申し上げます。

5.仮議長選出

司会 それでは、議事に入らせていただきます。

千葉県行政組織条例第 32 条第 1 項の規定により、「会長が議長となる」と規定されております。今回、委員委嘱後初めての審議会となることから、会長の選出がされておりませ

ん。したがいまして、会長の選出がされるまでの間、仮議長に進行をお願いしたいと考え ております。

なお、仮議長につきましては、本審議会の消費者代表の委員として3期にわたり委員を 務めていただいております田島委員にお願いしたいと考えておりますが、皆様、いかがで しょうか。

(「異議なし」の声あり)

司会 それでは、「異議なし」ということですので、田島委員、よろしくお願いします。

田島仮議長 それでは、議長が決まるまでの間、議長を務めさせていただきますので、よろしくご協力のほどをお願いいたします。

まず、本日、傍聴の方はいらっしゃいますか。

おりませんね。

あと、報道機関の方がもしかしたら取材のため傍聴ないし撮影することがあるかもしれませんので、それはご了承いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

6.議事録署名人選出

田島仮議長 最初に、議事録署名人の選出を行います。

議事運営規程により、仮議長から指名させていただきます。

議事録署名人として、

和 田 委員

山 田 委員

のお二人にお願いしたいと思います。

お二方、よろしくお願いいたします。

7.議事

(1)会長等の選出

会長の選出について

田島仮議長 それでは、議題(1)の 会長の選出についてですが、千葉県行政組織条例第 30 条第1項の規定により、「委員の互選によってこれを定める」とされておりますので、 皆様方に会長の選出をお諮りしたいと思います。どなたか、会長の選出の件につきまして、 ご意見ございませんか。

三浦委員 前会長の鎌野委員にお願いしてはいかがでしょうか。

田島仮議長そのほかご意見ございますか。

ただいま、三浦委員から、会長は鎌野委員にというご推薦がありましたが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

田島仮議長 それでは、「異議なし」という声がありましたので、会長は鎌野委員にお願いし たいと思います。

鎌野委員、よろしいでしょうか。

鎌野委員 はい。

田島仮議長 それでは、規定により、以後の議事進行は会長になられました鎌野委員にお願い したいと思います。

短時間ではありましたが、これで仮議長の任をおろさせていただきます。ご協力ありが とうございました。

司会 それでは、鎌野会長には議長席へお願いいたします。

鎌野会長 僣越ながら、会長を仰せつかりました。前回やらせていただきましたので、続けて ということでございます。

本来ならば一言ご挨拶をすべきところでしょうけれども、中身のほうにできるだけ時間 を多く取ったほうがよろしいと思いますので、早速、議事を進めたいと思います。

副会長の選出について

- 鎌野会長 議題(1)の 会長選出については、私が仰せつかったので、それが終わりまして、 副会長の選出の件でございます。これも委員の互選により選出することになっておりますが、いかがいたしましょうか。副会長にどなたかをということでご提案などがあれば。
- 三浦委員 引き続き、また申しわけないのですけれども、前副会長の楠本さんにお願いしては いかがでしょうか。
- 鎌野会長 今、三浦委員から、副会長は楠本委員にというご推薦がありましたけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

鎌野会長 それでは、ご異議がないようですので、楠本委員、お願いしてよろしいですね。

楠本委員 はい。

鎌野会長 それでは、お席のほうにお願いいたします。

消費者苦情処理部会委員の指名について

鎌野会長 今度は、議題(1)の 消費者苦情処理部会委員の指名についての件でございます。 千葉県消費者行政審議会議事運営規程第4条の規程により設置されております消費者苦 情処理部会の委員ですが、部会の委員については、行政組織条例第33条第2項の規定に より、私、仰せつかった会長が指名することになっております。したがって、私のほうか ら指名させていただきます。

名簿の配付をいたします。

(事務局より名簿配付)

鎌野会長お手元の名簿を、上から念のために読み上げます。

陶山委員、滝沢委員、村委員、和田委員、三浦委員、以上5名でございます。 各委員の先生方、よろしくお願いいたします。

(2)千葉県消費者保護条例改正骨子案について

鎌野会長 それでは、きょうのメインの議題でございます(2)千葉県消費者保護条例改正骨子案について、という件でございます。

この条例改正骨子案につきましては、本日付で千葉県知事から私ども千葉県消費者行政 審議会に対して諮問がございます。先ほど事務局から配付資料の説明がありましたように、 皆様方のお手元にはその写しが配付されております。会長席に原本があるようですけれど も、もしあれならば、後でご覧いただければと思います。

諮問のあった条例改正骨子案について、事務局のほうからご説明をお願いいたします。 齋藤県民生活課長 それでは、条例改正の骨子案について、ご説明させていただきます。

初めに、今回の条例改正につきましては、これまでも当審議会に二度説明をさせていただいております。しかし、昨年4月の委員改選の前でございましたので、新しく委員に加わっていただいた方もいらっしゃいますので、簡単に、それらの経緯と、それ以降これまでの動きについてご説明いたします。

特に資料はございませんが、当審議会に初めて今回の条例改正について説明いたしましたのが、平成 16 年度末でございました。そのときは、前年の 16 年 6 月に消費者保護基本法の改正がございましたので、その概要と、それに伴いまして県の条例の改正の必要があるということを説明いたしました。その後、条例の改正にあたりましては、県民の皆さんの意見をお聞きするために、消費者団体等が自主的に開催した勉強会や座談会の中で意見の収集を行いまして、それを踏まえて県の条例改正案を作成し、審議会にお諮りして、議会に上程したいという向きの報告をさせていただきました。

その次にご説明したのが、平成17年度末の18年3月でございます。このときは、先ほど申し上げました勉強会、座談会に引き続きまして、さらに広く県民の皆さんの意見をお聞きするために、公募の委員も含めた条例改正検討委員会を設置したこと、それから、その検討委員会の中で検討中の骨子の素案の中間報告とでもいいますか、そういったような形で説明させていただきました。

それ以降、条例の骨子案の取りまとめに思いのほか時間がかかってしまい、検討委員会からの知事に対しての提言をいただきましたのが今年の3月20日でございました。そして、この提言を踏まえて県の内部でこのたびの県の案の作成作業を行いまして、一通り関係部局との意見調整が整いまして案がまとまりましたので、今回の諮問という運びになったところでございます。

なお、この間に予定が何度か変わり検討に時間を要してしまいましたこと、また、委員の皆様方には、審議会開催の通知を出した後に延期のお願いをしなければならなかったこともございまして、ご迷惑、ご心配をおかけしましたことを、この場をおかりしてお詫び申し上げます。

なお、現在、当審議会への諮問と同時進行で、今月の 28 日までパブリックコメントを 実施しております。その結果は、まとまり次第、皆様のほうにもお知らせしたいと考えて おります。

以上、これまでの審議会の経過と直近の審議会以降の動きですが、ここで説明した勉強

会、座談会、検討委員会の実施状況と、そこで提出されました意見につきましては、あらかじめ皆様のほうに配付した条例骨子案の中にも掲載してございます。

次に、本題であります条例改正骨子案についての説明をいたします。

本日お配りしたA3の横長のカラーコピーの2枚目の「骨子案の概要」をご覧いただき たいと思います。こちらで説明させていただきます。

初めに条例の題名でございます。現在の条例の名前は「千葉県消費者保護条例」ですが、法律も「消費者保護基本法」という名前から「保護」という言葉が取れたこと、さらに、条例の題名は条例の内容を端的に反映すべきものであるということから、検討委員会等の意見を踏まえて検討した結果、「千葉県消費生活の安定及び向上に関する条例」という名前とさせていただきました。

なお、改正手法につきましては、現在、県庁内の政策法務課と調整中で、確定したものではございませんが、題名を改正すること並びに内容についても全面的に見直すことなどから、現行の千葉県消費者保護条例を一たん廃止して、新たに条例を制定する方法で行うことを検討しています。

次に、条例改正の背景でございます。

皆様方も十分ご承知のこととは思いますが、高度情報社会の到来により、インターネット等を通じて消費者が利用できる情報が格段に増大するとともに、電子商取引などの新たな取引形態が出現するなど、消費生活が高度化・利便化している一方で、利用した覚えのない利用料金の架空請求や、インターネットのホームページを見て購入の申し込みをした商品が届かないなどの消費者トラブルが増えております。そして中身も多様化・複雑化しております。

また、規制緩和により商品やサービスが多様化し、その結果、消費者の選択の自由が拡大する一方で、自らの選択に対して責任を負わなければならない場面が増えることとなりました。そこで、より自立した主体として合理的に行動し、積極的に自らの利益を確保することが求められるようになりました。

また、企業活動などについても、最近事件になりました食品の偽装表示や、ガス器具の使用などによる死亡事故の問題など、企業に対する消費者の信頼が低下する事件が続いておりまして、中には企業自身にとってその存在基盤を揺るがしかねない事態というものもあります。

こういった社会情勢の変化ということが背景の一つでございます。

もう一つは、消費者保護基本法の改正です。これは平成 16 年 6 月に改正・施行されたものですが、名称が「消費者基本法」に改正されたほか、基本理念が新設されたこと、その中身については、安全の確保等を消費者の権利として尊重すること、消費者の自立支援を基本理念とすることなどが規定されました。さらに、事業者は、情報提供や苦情処理体制の整備、自主行動基準の作成などに努めること、消費者は、自ら進んで知識・情報を収集し、自主的かつ合理的に行動するよう努めることなどの大幅な改正が行われました。今申し上げたことが二つ目の改正の背景でございます。

今回の新条例のねらいでございますが、左側をご覧ください。

新条例のねらいとしては、まず、「消費者被害を予防するためには、消費者自身が必要 な知識や判断力を養い、自主的かつ合理的に行動していくことが重要である」。とは言い ますものの、2番目の「 」ですが、「未成年者や高齢者などの自立が困難な消費者には、 家族や行政などが見守り、気づき、支援することが重要である」、こういう二つの大きな 項目を掲げました。

そのためには、行政・事業者・消費者などが連携し、情報提供、啓発、教育、相談などに取り組み、消費者の自立を支援していくことが必要でございます。

そして、消費者自身が消費生活に必要な情報や知識を持って、判断力を養って、自立が 進んでいけば、消費者被害も予防できる。

つまり、商品・サービスの正しい情報や消費者被害の予備知識が消費者自身にあれば、 消費者自身としてトラブルの予兆に気づくことができる、そうすれば消費者被害の予防に つながるという考えでございます。

一番下に「悪質事業者への指導強化」という言葉が書いてございますが、これも今回の 改正のポイントでございます。消費者被害の未然防止を図るためには、消費者の自立を支 援することとあわせて、一方で悪質事業者の指導強化を図る必要があるという考えでござ います。

こういった考えを基本にして、右側の「新条例骨子案のポイント」を説明いたします。 まず、一番上のところですが、経済社会情勢の変化に対応するため、施策推進の基本理 念等の改正を行いたいと考えております。

具体的には、消費者と事業者との間には情報の質・量・交渉力等の格差があることを踏まえつつ、消費者を従来の「保護される者」から一段高い「自立した主体」に位置づけることとして、一つとしては、「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立の支援」を施策推進の基本理念とすること。

二つとして、消費者の自立のための権利を整理・追加する。これは、権利はこれまで五つ規定してあったのですが、これが七つになりました。その中身につきましては、新たに権利として追加したものと整理したものがございますので、単純に二つ増えたということではないのです。例えば、新たに加えた権利としては、消費者教育を受ける機会を提供される権利といったものを追加してございます。

三つ目といたしましては、施策推進にあたっては、行政・事業者・消費者等の各主体の「連携・協働」を基本とすること。この三者が連携してやるのだということでございます。四つ目といたしましては、高齢者や障害者、未成年者などにはそれぞれ特有の消費者被害が発生することが考えられるため、「自立の支援にあたっては、消費者の年齢その他の個人の特性に配慮する」といったものを加えてあります。これは、例えば消費生活相談窓口と社会福祉窓口との連携などということをイメージしております。

次の四角のところに進みます。

消費者の自立支援のため、連携・協働によるきめ細やかな情報提供を行うことを条例に 盛り込むことといたしました。その中身ですが、一つは「事業者、事業者団体は、消費者 へ明確でわかりやすく情報提供をする」、二つ目として「消費者同士も情報を提供し合う、 助け合う」、三つ目として「消費者団体も情報を収集し、消費者へ提供する」ということ を規定しています。

また、消費者の自立支援のためには、県の各種施策においてもきめ細やかな情報提供を 行うことを条例に盛り込むこととしています。その中身ですが、一つとして、「知事は、 毎年、消費生活相談の状況や施策の内容を公表する」こととしました。二つ目として、「商品等による危害の緊急防止、不当な取引行為による重大な被害の防止、架空請求による重大な被害の防止のため、必要な情報(事業社名・住所など)を必要なタイミングで県民に提供すること」、こういったことを規定することとしています。

その次のところですが、悪質事業者に対する指導を強化するため、ここでは不当な取引の禁止等の規定を強化しています。一つとして、禁止する不当な取引行為を細分化するとともに範囲を拡大しています。二つとして、危害防止、不当な取引行為に関する調査、勧告等にあたって知事は立入調査等をすることができることを規定しています。

なお、この一つ目の「禁止する不当な取引行為の細分化」につきましては、詳細を千葉県規則で定めることを考えておりまして、その規則で定めようとしている内容は、今回あらかじめ配付させていただきました骨子案の「不当な取引行為の禁止」の項目の中に規則で定めようとしている内容も加えてございます。本文の 50~57 ページに「規則で定める不当取引行為」というものをそれぞれ細かく書き出してございます。そして、今回の審議では、こちらについてもぜひご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

最後に、施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、県の基本計画を策定することを 新設で規定しています。

以上、簡単ではございますが、条例の骨子案の概要を説明させていただきました。よろ しくご審議くださいますよう、お願いいたします。

鎌野会長 概要ということで1枚の色のついたもの等でご説明いただきましたけれども、各委員の皆様には比較的厚い「骨子案」という冊子が事前に配付されておりますので、既にお目通しをいただいていることと思います。

先ほどご説明がありましたように、この審議会自体はしばらくブランクがあったわけですが、その間、20 回近くにわたる検討委員会の検討、あるいはいろいろな勉強会を通じて県民の意見を反映したもので、かなり詳細な骨子案が出てまいりました。そういうことに非常に時間がかかってしまいました関係上、また、この種のものはできるだけ早く条例にということですので、ある程度タイムリミットがあるということでございます。

そこで、本日は皆様方からこの骨子案について意見を出していただいて、議会との関係でかなり切迫しているのですが、次回は一応 10 月 19 日を予定しております。ですから、順番としては、これからの我々の審議会での審議というのは、実質的にきょうできるだけ意見を出していただいて、次回の 19 日までに若干時間がありますので、本日いただいた意見の整理あるいは集約をし、また、おそらく文書等になると思いますが、皆様方とやりとりをしながら次回までに答申案をまとめていただいて、この審議会として、次回、県知事からいただいている諮問に答えるような形で答申案をまとめたいということでございます。ですから、きょうできるだけいろいろな専門の立場からご意見をいただいて、そして事務当局とやりとりをし、次回、事務局から用意していただいた答申案を最終的に確認していただきます。次回はそう大きな修正はできないと思いますので、そういうつもりでご意見を出していただきたいと思います。

進め方ですが、既にご案内のように、大体3時半ぐらいまでには終えようと思っております。もちろん、それよりも早く終われば、あえてそこまでやる必要はないのですけれど

も、そういうスケジュールでございますので、早速入っていきたいと思います。

一つは、この全体を示していただいたので、これについてご質問あるいはご意見を。他方では、我々の手元にあります冊子(骨子案)の1ページの目次の「2 千葉県消費生活の安定及び向上に関する条例(仮称)骨子案」をかいつまんでご説明いただいたわけです。から までございますが、私の理解するところ、 から までが基本的な理念とか施策に関して、 以下が具体的な施策ということですので、まずは から あたりまでを中心

そういったスケジュールですので、特に私のほうから一人一人指名することは今のところはしませんので、ご質問、ご意見をお願いいたします。

にして一通りご意見を伺った後、後半部分という形で進めていきたいと思います。

既にこの委員の中でも、田島委員、山田委員、和田委員、笹川委員などは、もう検討委員会でかなり詳細な検討をしていただいたやに聞いております。和田委員がその会長さんですね。もし、そのあたりのコメントがあれば。

和田委員 どこかに書いてありましたけれども、検討委員会は全部で 18 回行われました。ひとえに私の議事の進行が悪かったために、皆様のご意見をできるだけいただこうと思って時間が延びてしまいまして、ここまで来てしまったということを、一言先におわびを申し上げます。

検討委員会のメンバーを見ていただくとわかりますが、現在、消費生活相談をしていらっしゃる委員の方がかなりいらっしゃいまして、毎日、いろいろな悪質商法、苦情に対して苦労をしていらっしゃるわけです。その中で、千葉県の条例がそういうときに本当に役に立つ条例にしてほしいというとても強い願いを皆さん持っていらっしゃって、一つ一つを検討を重ねていって時間がかかったというようなこともありました。私としては、そのときに皆さんのご意見もいただきながら、私自身の意見も言ってまいりましたので、今ここでこれについて何かをというつもりはございません。ぜひ、ほかの方々からご意見をいただければありがたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

鎌野会長 というお話でした。いかがでしょうか。

では、私のほうから口火を。また後で細かいことは申し上げたいと思いますけれども。これは事務局のほうにお尋ねしたいのですが、あるいは検討委員会で検討された委員の方からもそのあたりコメントをいただいてもいいのですけれども、今回の一つの条例案の特徴として、先ほどご説明が必ずしもこのペーパーの中にはなかったのですが、冊子の30ページに「環境への配慮」とございます。現行の条例とか消費者基本法では、「環境」というのは、どちらかというと最後のほうにちょこちょこと出ていたのを、あえて、これはむしろ大事だからということで、30ページの9、目次は「7環境への配慮」ですが、こういった形でまとめたのでしょうか。事務局のほうでご説明を。あるいは、もし検討委員会の委員の方で、何かそのあたりありましたら。

飛山消費者行政推進室長では、事務局のほうからご説明いたします。

いま会長さんがご指摘のとおり、ほぼそういうことでございまして、検討委員会で出た 意見を踏まえて、県のほうでもそれが重要だろうということで、実は「環境への配慮」に つきましては、県のほうでは環境の条例を別途持っておりまして、そこで既にうたってお りますので、消費者保護条例の中で再度うたう必要があるだろうかということについての 検討はしたわけですが、それとは別に、消費生活における環境の配慮ということが非常に 重要だと認識しておりまして、あえてこの中でそれぞれの責務と役割の中に入れ込むという形で検討した結果を、ここに提案させていただいているということでございます。

鎌野会長「より重要だよ」という認識のもとにということですね。

飛山消費者行政推進室長 はい、そういうことです。

田島委員 私も和田委員と同じように条例改正検討委員会に出させていただきました。先ほど全体の骨子案の概要をご説明いただきまして、私としても、現行条例を幾つかの点を含めて大きく前進させているのではないかと評価をしております。ぜひとも早期改正を実現しつつ、基本計画とか具体的な日常的な執行のほうにみんなの力を合わせていくのが基本ではないかなというのが、まず大きな私としての意見です。

先ほど会長から から までのところでとございましたが、次回のこの審議会までに二つほどご検討いただければというのがあります。

一つは、条例改正検討委員会の中でも、やはり、消費者の自立の支援をする上で消費者の権利というものがどういうものなのかというのを深く意見交換してまいりました。大方反映されているのですが、その中で「消費者団体を組織し、団体を通じて行動する権利」というのが改正検討委員会の提言の中にはあったのですが、今回、それが省かれています。「新条例のねらい」のところで、先ほど課長さんからも、二つ目の「」のところで、「未成年者や高齢者など自立が困難な消費者には、家族や行政などが見守り、気付き支援することが重要」と説明されましたが、消費者一人一人が意見を出して生活の安定及び向上を図っていくというのでは、どうしても限りのある部分もあると思うのです。そういうところに、消費者団体が、いろいろ意見を反映させたり、あるいは要望するいろいろな広報活動、救済へのお手伝いなど、そういうものを含めた役割も今まで以上に大事になってくるのではないかということで、次回の審議会までに、できますれば「消費者団体を組織し、団体を通じて行動する権利」というのを盛り込んでいただければ、よりよい条例になっていくのではないかと。

全体としては、非常に大きく現行条例を前進させるということで、本当に評価しております。その中でいま言ったようなことがもし盛り込めれば、さらによい条例になっていくのではないかという意見です。

鎌野会長 今の件について、何か事務局のほうから。

飛山消費者行政推進室長 検討委員会からいただきました提言から今回私どもがまとめました 県版の骨子案の段階で、文言的な整理とか法制面からの整理をさせていただきました。結果的に、現行の条例の「五つの権利」を、先ほど申し上げましたように「七つの権利」と いう形で整理させていただいたところですが、その中で、田島委員ご指摘の「団体を組織 する」あるいは「団体を通じて行動する」という権利について、どのような形で県の条例 の中に取り込むことができるだろうかということについて、県の内部でもいろいろ検討させていただきました。その結果、他県の条例も含めて、あるいは、もちろん団体の問題ですので、「団体を組織する」という憲法から要請されている「結社の自由」とか、そういうところの権利の問題もありまして、いろいろ整理をさせていただいたということでございます。

結論的には、「団体を組織する」というのは憲法上保障されている権利としてもう明確 にされているということでございますし、現行でもかなりの数の消費者団体がある。そう いう意味で、あえて今の段階で「団体を組織する権利」あるいは「団体を通じて行動する権利」ということを消費者条例の中に盛り込む必要があるだろうかということ等を考えて、そこはもう既に定着している権利として認識してもいいのではないだろうかということで、今回この中から落としたということでございます。逆に、この規定を入れると、千葉県はこれがないと団体を組織することができないのかというような逆の考えを持たれてしまってもいけない、そういうことも一部意見としてあったわけです。そのような状況でございまして、今回はこういう形で整理をさせていただいたということでございます。

鎌野会長 どうでしょう、それに関連して。別にきょうそれについて結論をどうのこうのということではなくて、もともと田島委員の意見も、次回までにそのあたり確認、検討をしてみてはどうかというご意見でございました。

私のほうからですが、冊子の 28 ページは「消費者団体の役割」ということで、むしろ 消費者団体がこういった消費生活に関してのいろいろなことについて努めるものとすると いうこと。

もう一つ、ひょっとすると今の田島委員のご意見との関連になるかもわからないですが、私がちょっと気になっていたのは、17 ページの「県の責務」の3の と がございますが、 では、県はこういった総合的な施策を策定し及びこれを実施する責務を有すると。その場合に、「県は、 の施策及び実施に当たっては、消費者等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする」と。ここで「消費者等」と書いてあったので、ここは消費者の団体、先ほど田島委員が言われたように、実際はかなり消費者団体がいろいる高齢者の問題なども普段から取り組んでいるので、そういった意味では、意見を聞いて具体的にあるいは実効的に反映する。私は、この「等」はそういう意味に理解したのです。もちろんこの中に事業者も入るのでしょうけれども。そういったことで、一つは事務局のお考えをお聞きしたいのと、ちょっと思いつきですけれども、またいろいろ検討したらいろいろな問題が出てくるかもわかりませんが、例えば「消費者及び消費者の団体等の意見を反映することができる」というようなあり方もあるのではないかということです。「団体を設立する権利」というのとはちょっと違いますけれども。その点、いかがでしょうか。この「等」というのは何を意味するか。最終的に条例にするときには、当然そういったことを想定しておかなければいけないですが。

- 飛山消費者行政推進室長 今、県庁内の政策法務課とこの辺の文言の整理も含めていろいるやっておりますが、ここにつきましては、「消費者」が一番主ということで、消費者を表に出しまして、「等」の中には消費者団体、事業者、事業者団体を含むという形で整理をしているところでございます。
- 鎌野会長そうすると、書くとしたら全部書かなくてはいけない。
- 飛山消費者行政推進室長 そうですね。一番意見を反映させるべきところは消費者ということ で、それを例示として入れています。
- 鎌野会長 何か一つ挙げろといえば、消費者でしょうね。もちろん事業者も含むので、四つ並べちゃうか。あるいは、一応消費者なので、「消費者の団体等」ということで、最後の「等」の中に事業者とか団体も含むということですね。どうなのでしょうか。基本的には、法務的なというか、条例のつくり方の問題なのかもしれません。
- 飛山消費者行政推進室長 そこにつきましては、もう一度次回までの間で検討して、皆さんに

ご連絡をするなりさせていただきたいと思います。

鎌野会長 田島委員の意見を受けて、私のほうの、検討してみてはどうかという一つの提案でございます。

飛山消費者行政推進室長 ありがとうございます。

鎌野会長 細かな文言のところまで入ってきましたが、細かなところでも、大きなところでも、 何かございましたら。

では、私のほうでつなぎで申し上げますけれども、もし関連でご意見がございましたら、 意見を出していただいたり、教えていただきたいと思います。

区切ったところの前半の最後、40 ページですが、「試験・検査等の実施等」というこ とで「知事は、県民の消費生活の安定及び向上を図るため、必要に応じて商品について試 験、検査等を行い、その結果を消費者に提供するものとする」。これを拝見したところ、 現行の消費者保護条例と比べて、趣旨は同じですが、ちょっと違ったんですね。だからち ょっと教えていただきたいのですが、現行では「商品試験、検査等を行う施設を整備する とともに、必要に応じて試験、検査等の結果に係る情報を消費者に提供するものとする」。 消費者基本法のほうでも、「国は、消費者政策の実効を確保するため、商品の試験、検査 等を行う施設を整備し、役務についての調査研究等を行うとともに、必要に応じて試験、 検査、調査研究等の結果を公表する等必要な施策を講ずるものとする」。そうすると、似 ているようですけれども、今の案とは若干ニュアンスが違う。この提案ですと、「必要に 応じて商品について試験、検査等を行う」と。「必要に応じて」が今の条例ですとどこに かかるかというと、「試験、検査等の結果にかかる情報を提供するものとする」というこ と。基本法のほうも「必要に応じて......公表する等必要な施策を講ずるものとする」とい うことで、何となくこれを見たら、そういうご趣旨ではないのでしょうけれども、後退し ているというか、必要に応じて商品の試験と調査を行うというふうに読めないこともない ですね。あえてそうしたのか。

それから、県民のご意見あるいは勉強会のところで、県消費者センターのテスト室の拡充云々というようなこともありますし、検討委員会のところでも、もちろんいろいろなことがあるけれども、県消費者センターのテスト室云々という記述があります。施設の整備というのが表には出てこないので、それはどういうふうに理解したらいいかということです。

飛山消費者行政推進室長 幾つかご指摘をいただいた点を、一つ一つお答えしていきたいと思います。

まず一つ目は、施設の整備に関する規定を今回省かせていただいたということですが、 実は、現状、県の持っている施設が非常に古くなってきておりまして、なかなか施設整備 に手が回っていない状況が現実の問題としてございます。一方で、民間検査機関等がかな り充実してきておりますので、民間の検査機関を活用しながら検査をやっていこうと考え ているということでございまして、必ずしも県が自前の施設を持って必ずやるということ ではなくなってきているかなということが一つでございます。

それから、「必要に応じて検査を行い提供する」という文言の言い回しのところですが、 現行条例は「施設を整備する」ということで、「検査を行う」というところが文言的には ストレートに出てきていなくて、整備をして情報提供するというだけで、「検査を行う」 というところがなかったので、そこを入れ込むということがあったのと、それから、検査を行う場合も、商品を買ってきて試験的にテストをする場合とか、あるいは啓発等の講習会等の一環としてその中のものとしてテストを行う場合とか、あるいは啓発等の講習会等の一環としてテストを行う場合とか、いろいろなパターンを今までやってきているわけですが、そういう場面場面に応じた中でのテストを行うということですので、そういうことを表現するには「必要に応じて」という言葉が一番端的かなということで、そういうふうに表現させていただきました。それを行って、例えば買ってきたものをテストをした場合については、広くお知らせをするのが趣旨でございますのでお知らせをするし、個々の事案に応じたテストであれば、それが一般的に広くお知らせするべき問題であればお知らせをするし、相談をした方だけの固有の問題であればお知らせをしなくてもいいという場面もあるかなということで、このような表現をさせていただいたということでございます。

鎌野会長 そうすると、設備の問題は、今ご説明があったように、今回は意識的に外して、ですけれども、民間のいろいろな調査機関とか情報提供とか、そういったものまで含めてということですね。

飛山消費者行政推進室長 はい。

鎌野会長 検討委員会のところでも大体そんなことで、ここに幾つかあるようなご意見が出たと。

山田委員 検討委員の一人になりましたので、意見、提言、素案をまとめていただきまして感謝しております。私たちが 18 回いろいろやった中のものをいろいろ入れていただいて、いいものができつつあるなということを感じているところです。

38 ページの「消費者団体の自主的な活動の促進」の 13 のところですが、ここの「必要な施策」というのは、本当にすべてのことが入っているのだなと思ってはいるのですが、消費者団体制度も今年の 6 月から始まっておりますし、そんな意味で、もうちょっと具体的な文言を入れていただいてもいいかなと、私自身思っております。

例えばの話ですが、「促進されるよう情報の提供及び支援等必要な施策」とか、この「必要な施策」の中にすべてのものが入っていて、いろいろあるのだろうと思うのですが、これからは消費者団体の役割は結構大きなものになっていくのかなというときに、今、消費者団体への支援というものがだんだんなくなりつつある中で、いろいろな意味でそういうものを具体的に書いていただいたほうが、今後の中では進めていくときによりいいのかなとずっと思っていまして、これもできましたらということでございます。やはりこの素案をスケジュールどおり 12 月議会で通していただくことを何よりも思っておりますので、一応意見ということで述べさせていただきたいと思います。

鎌野会長 事務局は、そういうことでお話を伺ったということで。

飛山消費者行政推進室長わかりました。

鎌野会長 私のほうで、法律屋だとどうしても細かなことばかり気になるのですけれども、 2点ありました。いずれも字句の問題です。

22 ページと 26 ページはほぼ同じようなことですが、まず 22 ページの「事業者の責務」のことです。これもどちらかというと形式的なことなのですけれども、あるいは事業者のお立場の委員の方にはご意見を伺いたいのですが、5の「事業者の責務」で一から五までありますね。その内容は賛成で、一つの特徴は、五のような形で、事業者に価格を安

定させること及び流通を円滑化させること、そういった責務を掲げた。

それとは別に、 で、「事業者は、その事業活動に関して自らが遵守すべき基準の作成 その他必要な措置を自主的に講ずることにより、消費者の信頼を確保するよう努めなけれ ばならない」と、こちらは、何々しなければならないというか、責務とは違って、いわば 努力義務というか、努めねばならないと。多分、条例上あるいは法文上は、何々しなけれ ばならないということと、努めなければならないというふうになっているのですが、そう いうことでよろしいんですねというか、今までの条例ですと、五に関しては責務に入って いなかったようです。あえてそうしたのか。

- 飛山消費者行政推進室長 22 ページの下に消費者基本法の「(事業者の責務等)」という第五条が載っておりますが、次のページの第2項「自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない」に準じて が。
- 鎌野会長 消費者基本法の五条の2項ですよね。それは「遵守すべき基準を作成すること等により……努めなければならない」ですけれども、これはどちらかというと条例骨子案の5 の に対応しますね。
- 飛山消費者行政推進室長 「……等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。 い」という規定だと思います。
- 鎌野会長 ですよね。ですから、「努めなければならない」でいわば努力義務なのだけれども、この条例の骨子案では、5のの五で「品質その他の内容を向上させること、価格を安定させること及び流通を円滑化させること」というのは、事業者の責務ですね。
- 飛山消費者行政推進室長 はい。
- 鎌野会長 ですから、「努めること」ではなくて、もうちょっと重い、何々しなければならないということで、ちょっと消費者基本法のニュアンスとは違うのではないか。消費者基本法も、「環境の配慮等」、それから「品質の向上等」と書いてあって、そして、自らが遵守すべき基準、これを努力義務としていて、そのうちの一つの「商品及び役務について品質を向上させ」というのをもう少し具体的に書いて、さらに価格の安定とか流通の円滑化ということを書いて、それを基本法で言うような「努めなければならない」ではなくて、もう一歩高めて、責務にいわば格上げしたというか、そういったことは意識的にされたのか。それ自体、私は反対とか賛成というのではなくて、むしろ賛成なのですけれども、これは別にこれで具体的な何か効果が生ずるかどうかということではないのですけれども、そのあたりを意識されたのかという質問です。
- 飛山消費者行政推進室長 そこまでの意識はなかったと思います。
- 鎌野会長 わかりました。かえってやぶへびになってしまって、後で努力義務になってもらっても困るのですけれども。ちょっとご質問です。ですから、それは検討というか、お任せしますので。私がちょっと気づいて、消費者基本法とちょっとニュアンスが違うという指摘でございます。

それと同じことで、より以上に形式的なことですが、26 ページです。これはすべて消費者の役割ということで、こういった審議会で技術的なことを言うべきではないのでしょうけれども、最後の締めくくりがちょっと違うのです。 は「積極的な役割を果たすものとする」、 は「努めるものとする」、 は「努めなければならない」。このあたり、今回、県民の方にわかりやすくということで、もし統一できるなら統一するし、これに限らず全

体をわかりやすくするということの一つとして、ちょっと検討をお願いします。

- 笹川委員 会長からご指摘いただいた事業者のところで、私も委員に入っていたのですが、22ページの5の の五が、まさにせめぎ合いのところでございまして、原材料高騰から始まって、一事業者だけではなかなかできないものがあります。安定的に供給ということに加えて、どう円滑にしていくかということは、やはり一事業者だけではできませんので、生産者を含めて、そこらも……。いま思い返してみますと、もう少し努力義務的なところも必要なのかなと。罰則ではないと思うのですけれども、いかに安定的に、なおかつ値段を上げずに進めていくかというのが、まさにせめぎ合いをやっておる現状でございますので、そこらのところも多少ご配慮いただければというところでございます。
- 鎌野会長 今ご意見が出ましたが、いろいろな考えができます。責務としても努力義務としてもそう変わらないじゃないかという考え方も一つあるし、一方では、今回条例を改正するにあたって、責務の から と並んで、五の「品質その他の内容を向上させること」などというのは責務なのだと。ただ、もう一方で、3番目の意見としては、価格の安定とか流通の円滑化とかは、今おっしゃったように、あまり責務ということにはなじまないのではないか。そうすると、むしろここで入れてしまうと、責務の から までがぼけてしまう。むしろ責務というのをより重くするためには、五の全部、あるいは五の一部、価格の安定とかというのは、どちらかというと努力義務なのかなと。個人的な意見ですが、そのあたりは検討してください。多分、検討委員会でも多少は議論されたのかもしれませんが、ひょっとすると、そういったことであまりご意見が出なかったのかもわかりません。

価格の安定というのは、もちろん適正な価格で。これは市場などによって決まるのですが、高いまま安定されては困るのでという意味も含んで、もう少し適正な価格で、よりよい商品をより安くという意味合いが含まれているのでしょうか。

- 田島委員 ただいまの件ですが、五のところは、なかなか基準を設けるのは難しい項目でもあると思うのです。やはり一定の幅なり、社会的な常識といいますか、そういうところが大事だと思います。ただ、昨今のいろいろな状況からすると、まず、衛生基準法だとか、最低基準としての社会的な法令、それはしっかり守るのが当然なのだけど、でも守られていないような状況も多々出てくる。それから、価格の安定というのも、大体常識的に原価が幾らでこのぐらいだというのは、それなりの幅があると思うのです。そうではなくて、何か意図的に、消費者被害などでも法外な価格だとかありますので、消費者の権利なり、クレームというわけではないのですけれども、何か意見を言うときに、商品を購入したりサービスを受けるときの大事な項目でもあるので、項目としては入れておいたほうがいいのではないかという議論も検討委員会の中であったように思います。
- 鎌野会長やはりそういった価格の安定も一つの責務としてということですね。

両委員からそれぞれのお立場でお話がありました。そう結果的には違わないかもしれませんが、再度、次回の答申案のときには、ご検討いただいた結果をお知らせいただければと思います。

それでは、また前に戻っても一向に構いませんが、今度は後半の部分です。どちらかというと具体的な施策で、冊子のほうでは 41 ページ以下、「 商品等の安全等に関する諸施策」以降ですが、どうですか。

楠本副会長 質問ですが、今回の条例の改正で、この条例の実効性の確保という部分が一番大

事だと考えていたわけです。これに関しまして、不当な取引行為に関する調査、勧告、立 入調査等を規定する、こういうふうな形で条例が構成されていると思うのです。片や、 「千葉県消費生活の安定及び向上に関する条例(仮称)骨子案の概要」の最後のところに、 東京都の施行規則が私たちに資料として与えられているわけです。この資料と骨子案の立 入調査というところに踏み込んでいるこの関係、ここから先はどういう形でストップをし ているのか、この辺をちょっとご説明いただければと思うのですが。

- 飛山消費者行政推進室長 罰則につきましては、検討委員会で議論をした段階でも、どのような形で盛り込むことができるか、あるいはできないのかも含めて、いろいろ検討を重ねてきました。結論的には、今後もう少し検討していきながら、どういうふうにしていくかということを考えていきましょうと。今回は、この条例改正の中からは見送ることにしましょうとなったということを前提として、東京都のほうが今こういう形で条例の中に盛り込まれてきておりますので、参考資料という意味でつけさせていただきました。その辺につきましても、もしよろしければ委員の皆様から、今後のあり方も含めて、今回の条例に盛り込めなければ今後の課題ということでもよろしいかなということで、ご意見をいただければということでつけた資料でございます。
- 楠本副会長 私は大変懸念しているのは、東京都と千葉県というのは、「千葉都民」などと言われているように、全く同じような環境に置かれているわけです。片や東京都のほうが、こういう行政処分や罰則を定めている。悪徳業者を中心に非常に強い行政処分をかけてくる。片や千葉県がそれをペンディングにしているという状況の中で、こういう悪徳業者が非常に移行しやすい環境をつくってあげている。その部分がとても心配なのです。ですから、できれば県境を乗り越えて、こういうものを広めていくことがまず非常に必要だと思います。ただ、現状でそれがいろいろな状況で難しいというのであれば、県民の方で私と同じような意見を持っていらっしゃる方がたくさんいらっしゃると思いますので、なぜ今できないのかという理由をはっきりされて、じゃあ今後どういうふうな形でこの問題を検討していくのかということも、やはりちゃんと書いておくほうがいいかなという感じがしております。
- 鎌野会長 非常に貴重なご意見でありましたけれども、その点についてどうですか。逆にちょっと慎重にすべきだとか、あるいは今回ぜひ入れるべきだとか、そういったことに関して。 検討委員会でも、かなりそのあたりは議論されたのですね。
- 和田委員 大分話がありまして、私は、最終的には入れてほしい、どうやったら入れられるのか、そこを検討してほしいということで、たしか最後の言葉はそんなことを言ったと思うのですけれども。千葉県の法制局ですか、そういう方もいらっしゃる中で、いろいろ情報との関係とか何とかということがあって、とりあえず今回はというお話になったと思うのですけれども、それでも最後、私は、何とか通してほしいと言いました。

今、楠本さんがおっしゃったように、東京都が入れられたならば、やはり千葉県も何とか入れておかないと、本当に流れてくる。千葉はやりやすいと言われてしまうのではないかなというふうにも思います。ただ、検討委員会の中でも、確かにすべてが入れてほしいという意見ではなかったこともあります。

田島委員 可能性も含めてですが、今回はとにかく時間的な制約もありますし、とりあえずス タートさせたとして、取り締まり強化だとか罰則強化の内容をどうすべきかということを、 例えば審議会の中に検討部会を。なかなか素人ではわかりづらい部分もあるので、相談員の方とか、弁護士さんの方とか、先生方、専門家の意見も聞いて、本当に弱いところにどんどん悪質業者は移っていくみたいなので、それは本当は全国均一にやれれば一番いいのでしょうけれども、もし可能であれば、検討部会といいますか、そういうのをつくって、そこでこの次の改正のときに入れ込めるようにしていければなという思いはあります。

鎌野会長 東京都のほうでは罰則規定があって、それは実際に適用された事例はあるのですか。 飛山消費者行政推進室長 まだできたばかりです。先ほど副会長からご指摘がありましたけれ ども、ほかの県の状況もそうなのですが、まだ東京はつくっただけで、埼玉、神奈川、周 辺の県は、まだ罰則のところまでは検討をしていないと理解をしています。要は、実際の 罰則を適用する前の段階でのいろいろな措置の段階でまだ収まっているのかなというとこ ろもあるのかもしれません。

それと、関係都県の連携ということでは、悪質事業者等について、条例の適用だけではなくて、割販法とか特商法とか、それらの法律については、関東近県1都4県の連携をとりながら、合同で業者を呼び出しをしたり、あるいは指導をしたり、あるいは場合によると勧告をしたりというような形で対応してきておりまして、その辺の足並みはかなりよくなってきているという実態もあると思っております。その中での今回の東京都が先行した形での罰則規定の盛り込みということがあったものですから、関係都県がどういうふうに対応するかということも相談しながら、今後詰めていければと考えています。

鎌野会長 検討委員会でもこれが非常に大きな問題で、この委員会でもそのあたり非常に大きな問題だと思いますので、答申のときには何らかの形で皆さん方のご意見を聞いて、盛り込ませていただければと思います。

どうですか、罰則の点、あるいはそのほか。

田島委員 先ほど副会長から、条例の実効性の確保という項目が非常に大事だとありましたが、 私も、せっかくみんなで努力していい条例ができたら、それが日々の県民生活に効果を発 揮することがすごく大事ではないかということです。県当局のほうも予算が限られた中で さまざまな努力をしていますし、これからもそういうのが必要だと思います。

骨子案の74ページに、「知事への申出」という項目があります。申出はすごく前進したなと思うのですが、その前に、実効性を確保するために、日々、県の消費者センターだとか、あるいはこういう消費者行政審議会だとか、あるいは、先ほど説明がありましたように、県庁の中の消費生活窓口と福祉関係の窓口の連携とか、状況に合わせた対応が非常に大事ではないかと。そういう点では、「行政組織の整備及び行政運営の改善等」というのが提言の中には一応盛り込まれていたのですね。そこら辺、私たちも、おのおの持っている役割とか力を生かして、できるだけ県当局と協力しながら、この条例の効果なり前進していくために努力していきたいなと思っていまして、協働は本当に大事だと思います。それの中心となる県行政なり行政全体の「前にみんなで進めていこう」という運営の改善等、提言の中に結構いろいろ出されていましたので、可能な範囲でいいとは思うのですけれども、何らかの形で盛り込めたらなという思いがあります。次回までにそこら辺もご検討いただけたらと思います。

鎌野会長 実効性の確保ということに関して、さらに今ご指摘のあった点もということですね。 飛山消費者行政推進室長 提言の 36 条ということで「行政組織の整備及び行政の運営の改善 等」ということで提言をいただいておりましたが、今回、県の案からはこの部分について は規定をしない形での提案をさせていただいているところです。

これは、県の内部でいろいろ検討したわけですが、一つとして、17 ページに「県の責務」がございますが、ここで県の責務としてこういうことをやると言っておりますので、結論的に言うと、ここから当然導き出されるところの内容であったのだろうと。行政運営の改善に努めなければいけない、あるいは行政組織の整備に努めなければいけないという規定、あるいは必要な財政上の措置を講ずるようにしなければいけないというのは、提言の段階での趣旨だったのです。

ということと、条例そのものは知事の提案でございます。そういう意味でも、組織あるいは予算は知事権限でございますので、条例上あえてここで言う必要性まではないのではないかということ等があって、17 ページの「県の責務」の中で読み取るということでよるしいのではないか。そういうことで省かせていただいた形になっています。

鎌野会長 特にまだご発言いただいていない委員の方で、何かございましたら。

楠本副会長 今回、消費者苦情処理部会名簿を拝見しまして、本当にすばらしい先生方が処理 委員会のメンバーになっていただいて、本当に心強くてうれしいと思ったのです。しかし ながら、かつてもそうですけれども、この苦情処理部会というものがほとんどワークして いない状況だったわけです。私は自分でも相談の現場におりまして、本当に難しい案件が たくさん来て、ほとんど投げ出してしまうようなケースもたくさん現場では起こっている わけです。そういうものをどうやってこのすばらしい先生方のいらっしゃる部会に持って これるか、これもやはり実効性の部分ですけれども、この条例で、私は最初に申し上げた のですが、ここの部分にとても期待をしていたわけです。

いま条例を見ますと、その部分の実効性とか、消費者センターからどういうふうに引っ張ってきたら効果的にこの処理部会をワークさせられるかとか、そういうことについてはとても難しくて、多分触れてはいないわけですが、できれば次回までにみんなで知恵を出し合って、どうしたらこの部会が本当にワークできるかということを少し議論ができたらいいなと思うのです。自分でもいい考えが全然浮かばないのですが、そういうことを感じました。

伊藤委員 的が外れた質問かもしれませんが、先ほど東京都の話がありました。今、国の経産 省の産業構造審議会で特商法の話と割販法の話をいろいろ議論していまして、私も委員と して特商法に参加しているのですが、その中で、訪問販売の参入規制の話とか、オプトイ ン、オプトアウトの話等、消費者の了解を得て訪問しろとか、そういう話を今していて、 参入規制については何らかの形でされるという形になっています。

そういうことから申し上げまして、群馬県なんかはオプトインという話で、実際中身はオプトアウトと聞いていますが、千葉県内ではそういう話はあったのでしょうか。訪問販売については、そういう議論とか検討をもしされたのであれば、参考までにお伺いしたかったのですが。

飛山消費者行政推進室長 検討委員会の段階で、一部そういう考えを取り入れたらという意見があったことはあったようでございますが、それがたくさん議論があってという状況ではなかったと記憶しています。

堀内委員 私、行政の立場からきょうの感想を言わせていただきたいと思います。

このように条例の骨子案が示されまして、大変よくできているのではないかと私自身は思っております。我々行政あるいは住民の皆様方が本当に安心して住める社会のために活用していただくのが一番いいわけでございまして、そういうことから、私はできるだけ私のまちにおいては、住民のそういう苦情、あるいはさまざまな事件の問題については、前向きに対応する姿勢が一番大事ではないかと。

例えば、条例ができたからといって、犯罪や不当な取引がなくなるとは思っておりません。住民自身がそういうものを排除する考え方、これはNPOの団体とか、今いろいろあると思いますが、例えば不当な取引、また詐欺行為、あるいはサラ金のような対応については、警察の生活安全課を巻き込んでいかないと、なかなか我々民間だけでは対応し切れない面がございます。そういう面で、やはりもっと消費者の委員会の中に県警の生活安全課の方に参加していただいて、そういう情報交換あるいはネットワークというものをどう構築していくかということの議論も私は大事ではないかと思っております。

やはり、住民の皆さん方が本当に安全に生活できるような体制づくりが大事でございます。今、私どもの農家の生産品については、生産者、生産地、さまざまな情報がラベルの上に書かれております。これなどは本当に消費者にとっては安心して買える事例だと思います。

我々の条例案によって社会が改善されていけば、もっともっと安心して住める社会ができるのではないかと感じております。いずれにいたしましても、きょう提示されました内容について、私は基本的には理解をさせていただきました。

内容については、ここで私自身が議論を言うよりも、実施して不釣り合いな内容などが 当然出てくるのではないかと思いますので、そういうものを早めに修正するような会議で あってほしいと思っております。現実に、我々は行政に携わっておりまして、そういう案 件がいっぱいございます。それぞれの市町村がたばこやごみのポイ捨て禁止条例をつくっ ても、事実上、本当にそれが実行されているような行政があるだろうかというと、大変厳 しい。そういう骨抜きの条例案になってはいけないわけでございます。そういう意味で、 皆さん方の協力をいただきながら、安全に住める社会づくりが進んでいけばいいなと思う。 それがきょうの感想です。

鎌野会長 実施後もにらんで、いろいろなことで町長さんとして苦労されている現場から、非常に貴重なご意見というか、ご感想をいただけたと思います。

そのほかに何かございますか。あるいは感想などでもよろしいですが。

鈴木委員 一つ一つ大変細かくよくできております。「消費者の自立」という言葉が随分目に つきますが、生産者も、自分たちでつくったものを近くの売店へお持ちになって、良心的 に売ってくださっている。そういうのを利用している私たちは大変いいのですが、大きい 会社の製造をなさっている業者、そういうのはやはり私たちではどうにもできませんので、 行政のほうでしていただくような、そういうあれを進めていただければよろしいのではな いかと思います。この案は大変よろしくできております。

鎌野会長 どうもありがとうございました。

笹川委員 検討委員会の中では相談員の方が非常に多かったわけですが、一つは、コミュニケーションというか、できるだけ情報の一元化みたいな形で、各市町村ごとで解決できる問題と、県を巻き込んで、また隣の市町村を巻き込んでという問題がございますので、いわ

ゆるネットワーク化というか、そういうのをさらに推進していただきたい。かなりスピードアップになったというふうにご本人さんたちが言っておりますが、まだまだ民間レベルで見ると、今こういう情報化の時代でございますので、悪徳というか、そういうものについて排除する意味でも、少なくとも県内ではネットワークがセキュリティもしながら見れるような仕組みを置いていただくといいかなと。

それには何ぶんコストの問題、予算という問題がついてまいりますので、これはこれとして、あと実務部隊のほうで何とかご配慮いただいて、人なり、物なり、予算を確保しないといけないと思いますので、ぜひそういう窓口を。市町村の統合化もあろうかと思いますが、かゆいところに手が届くような、手前どもも店舗を構えていないところについては、逆にもう少しご用聞きに行けというぐらいに言われておりますので、そういった行政の行けないところについても、何とかネットワーク化みたいな形で、相談みたいな形でできるような仕組みもぜひとっていただきたいと思います。

鎌野会長 どうもありがとうございました。

山田委員 初歩的な質問というか、法律の言葉なのでよくわからないのですけれども、31 ページの の最後に「意見を聴かなければならない」という言葉があって、最初の意見のところでは「諮問しなければならない」と書いてあります。「意見を聴かなければならない」というのは、県民にとってはとても柔らかくてわかりやすいのですが、私たちの周りでは、「意見を聴かなければならない」と「諮問」というのは法律的には差があるのではないかと。重さですね。そんな意見もちょっと聞きまして、この辺はあえて「意見を……」というふうにわかりやすくされたのか、その辺どうなのかなという質問です。

飛山消費者行政推進室長 法令用語的には、「諮問」という言葉と「意見を聴く」という場合に、「聴」という漢字を使っているわけですが、もう一つ、「聞」をつかった「聞く」というのがあって、法律的には「聞」のほうが少し軽くて、「聴」のほうがしっかり聴くというようなイメージで使い分けられているということです。諮問の場合には、こういう形で「意見を聴かなければならない」という書き方をすることが多いかと理解しています。

山田委員 わかりました。納得しました。

鎌野会長 努めてわかりやすい条例にということで、努力を今後もしていただくわけですが、 それでもなかなか難しいですよね。

技術的なことですが、45 ページ、これも先ほどのような言い回しですが、これは、私のほうの、どちらかというと強い意見というか、こうなるのではないかということで申し上げます。

先ほど町長さんが言われたのは、農家の生産者とか生産地という表示の件ですが、ここではそれとは違って事業者ですが、商品とか役務についての規格、表示、包装等の基準に関して、特に知事が必要であると認めるときはこの基準を定めることができる。「表示等の適正化」ということです。

5番目ですが、これはぜひとも「基準に適合させなければならない」としなければいけないのかなという私の意見です。「努めなければいけない」ということではなくて、特に必要があって知事さんが基準を定めたのだから、事業者としてはそれに適合させなければならない。それで先ほど来議論があるような罰則等は特にないわけですが、そういうことになるのかなということです。さらに、先ほども説明がありました 22 ページ 5 の 、「事

業者は、県が実施する消費生活に関する施策に協力する責務を有する」、こことの整合性からも、やはりこのままだとちょっとまずいのかなと。これは検討をお願いしたいと思います。

- 楠本副会長 50 ページですけれども、訪問販売、電話勧誘対策というのが消費者を保護する上の重要な一つの課題だと思うのです。ここでは一で再勧誘の禁止ということを言っていると思うのですが、再勧誘の禁止がどこにあるのだろうと一生懸命探して、なかなか見つけられなかったのです。この「消費者の意に反して」というのが少し曖昧で、その下の「規則で定める不当取引行為」では「拒絶の意思表示にもかかわらず」というふうに出ているのです。ですから、できれば、「消費者の意に反して」ではなくて、「拒絶の意思表示にもかかわらず」としていただいたほうがわかりやすいかなと思うのですが、どうでしょうか。
- 飛山消費者行政推進室長 拒絶の意思表示については、規則レベルで書き込む予定としていますが、検討します。
- 鎌野会長 このあたりは滝沢先生もご専門でいらっしゃいますので、先生がご覧になってあれてしたら、また後日ちょっと意見でも伺えればと思います。

そのほかに何かございますか。

私も拝見して、このまま答申でもいいぐらいのかなりのところまで行っていると思います。ただ、いろいろな字句の問題とか、本日もかなり多くの意見が出ましたので、そのあたりのことも踏まえて、さらに事務局に検討いただきたい。この委員会は大分ブランクがありましたけれども、むしろ検討委員会あるいはいろいろな形で県民の声を聴くというようなことで、こういった審議会が、従来の事務局がつくってきたものについて検討してということではなくて、むしろ県民の声を反映させたというようなことで、結果的に非常にすばらしい案が今のところ出てきているようですので、さらにご意見を伺って、よりよいものにしていきたいと思います。

まだ時間がございますので、もし全般的な意見なり、あるいは事務局にお願いしたいことがございましたら。

事務局のほうで、欠席の委員さんからご意見などは何かあるでしょうか。特にございませんか。

飛山消費者行政推進室長 はい。

鎌野会長 各委員さんもお読みいただいて、特に意見がないということだろうと思います。ただ、まだ次回まで少し日がありますので、欠席の委員さんからもご意見があったら、それも踏まえて、それから、きょうご出席の委員の皆さんからも、事務局のほうにご意見をお寄せいただくということにしたいと思います。

それでは、きょうのご意見などを踏まえて、事務局と相談の上、そして、さらに繰り返しになりますが、もしご意見があれば、ちょっと忘れたことがあったということであればお寄せいただいて、次回までに答申案をまとめて提出するということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

鎌野会長 それでは、そのようにさせていただきます。

本日の審議は以上です。

8.報 告

千葉県消費者保護条例改正に係るスケジュールについて

- 鎌野会長 この後、事務局から今後のスケジュールについて説明があるということです。よろしくお願いします。
- 飛山消費者行政推進室長 お手元の配付資料の色刷りのペーパーの一番上にスケジュールという形でお示ししてありますので、こちらをご覧いただきたいと思います。

これまでの説明の中でもお話を申し上げておりますが、現在、パブリックコメントを実施中でございます。これがまとまり次第、次回、先ほど会長さんから 19 日とお話をしておりますが、その前の段階で、まとまり次第、皆様にお渡しできるようにしていきたいと考えております。

それから、次回の審議会でございますが、先ほど会長からもお話がありましたが、10月 19日(金曜日)ということであらかじめ皆さんにご連絡を差し上げてあるところだと思いますが、よろしくお願いいたします。時間は午後1時から午後3時30分までを予定しております。また、会場は、この教育会館の608号室を予定しております。改めてまた通知を出させていただきますので、そちらもご覧いただければと思っております。

それから、今後のこの条例の関係でございますが、次回 19 日にできますれば答申をいただきまして、現在、並行して条例審査を県庁の中の政策法務課等を含めてやっておりますが、その中で字句等の修正がまた出てくるかもしれませんが、それは審査の中ということなのでご了解いただきまして、できれば 12 月の県議会、遅くとも2月の県議会には条例案として提案をしていきたいと考えております。また、それ以降、施行日につきましても、周知期間等を考えますと、3ヵ月ないし6ヵ月ぐらいの周知期間が必要であろうと一般的に考えられているようでございますので、4月ないし6月ぐらいの施行をいま政策法務課と調整中でございます。それにつきましても、決まり次第そういう形でさせていただきたいと考えております。

一方、基本計画につきましては、本日いろいろご意見をいただきました中身について、基本計画の中で反映させていくべきものもたくさんあろうと考えておりますので、こちらのほうも逐次準備を進めながら、基本計画につきましては、また皆さんのご意見を伺いながら、審議会の意見を伺いながら策定していくことになろうと思いますので、その際はご協力をいただきたいと考えております。

もう一つ、規則でございますが、先ほど、副会長さんのご意見の中で表現的な部分で少し触れていただきましたけれども、今回の中にも入っておりますが、お気づきの点がありましたらご意見をお寄せいただきまして、規則につきましても、できれば条例の公布とあわせて、あるいは遅くともそれより少し後ぐらいには規則を公布させていただいて、施行は同時施行という形を考えております。それにつきましては、改めて当審議会のご意見を伺う機会はないと思いますので、きょうは終わりましたけれども、次回も含めて、その辺についてのご意見があれば、またちょうだいできればと考えております。

鎌野会長 スケジュールなどについての事務局からの説明について、何か質問あるいは意見等がおありでしょうか。

(「なし」の声あり)

鎌野会長 特にないようでしたら、本日予定した議事等は、皆様のご協力によって非常にスムーズに、なおかつ充実した審議ができたと思います。

以上ですべて終了いたしたいと思います。

本日は、どうもありがとうございました。あとは司会のほうにお返しします。

9.閉 会

司会 長時間にわたり活発なご意見をいただきましたことに対して、お礼を申し上げたいと思います。

以上をもちまして、本日の消費者行政審議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

以上